

次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン ～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～(案) 概要版



第1章 これまでの経過とまちづくりプランの位置付け 【P4～8】

1-1 これまでの経過 【P4～6】

淵野辺駅南口周辺のまちづくりについては、次世代に引き継がれる持続可能な地区としての発展を見据え、これまで地域住民及び地域団体の代表者で構成される大野北地区まちづくり会議や大野北地区まちづくり懇談会の場で、多くの意見をいただいたほか、次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり市民検討会等において、様々な議論を積み重ねてきました。こうした経過を踏まえ、次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりを進めるための新たなビジョンとして、令和5年3月に「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～」(以下「まちづくりビジョン」という。)を策定しました。

<まちづくりビジョンのイメージ図>

まちの将来像(テーマ)

人・活動・居場所がゆるやかにつながる 図書館と公園のある
ちょうどいいまち 淵野辺

【複合化対象施設】

以下の6施設を集約・複合化します。

- 図書館・視聴覚ライブラリー
- 大野北公民館
- 大野北まちづくりセンター
- 青少年学習センター
- あさひ児童館
- さがみはら国際交流ラウンジ

【コンセプト】

目的がある人もない人も、
誰もが気軽に利用できる
公園のような施設

第1ステップ

第2ステップ

【駅前市有地等】

- ・駅前での機能維持を前提に再整備(自転車駐車場)
- ・自転車駐車場再整備での活用(まちづくりセンター・公民館等敷地)
- ・売却・貸付け等による財源確保

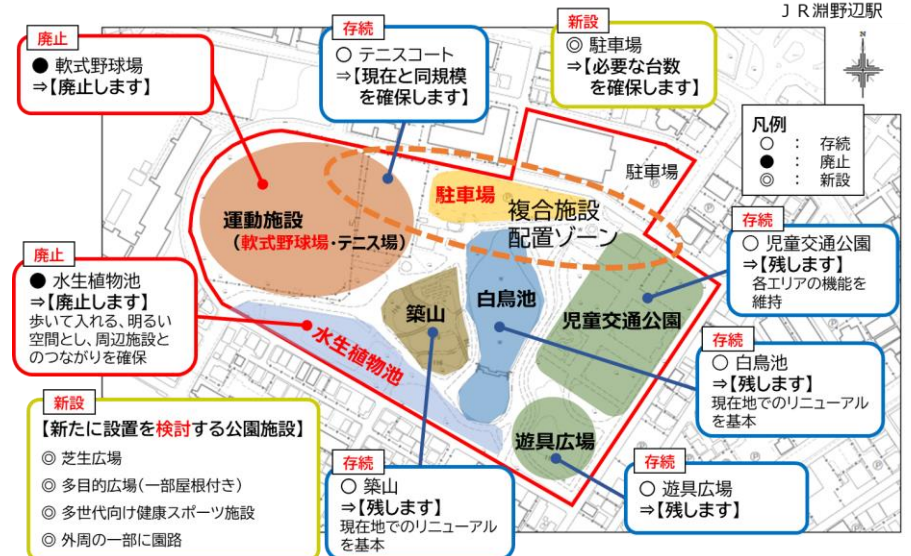
【鹿沼公園】

- ・残す施設⇒児童交通公園、白鳥池、遊具広場、築山
- ・位置を検討し、残す施設⇒テニスコート
- ・廃止施設⇒軟式野球場、水生植物池

【敷地の一体的な利用】

複合施設整備に伴う鹿沼公園への影響を抑えるため、鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用して再整備を行います。

<鹿沼公園・図書館敷地再整備の考え方>



まちづくりビジョンでは、「公共施設の再整備(鹿沼公園のリニューアル・複合施設の設置)などを中心としたまちづくり」を「第1ステップ」とし、「跡地活用による駅前自転車駐車場の再整備などの課題解決に向けたまちづくり」と「駅前市有地の有効活用など民間活力等による地域の活性化に向けたまちづくり」を「第2ステップ」として一体的に取り組むこととしました。

1-2 まちづくりプランの位置付け 【P7、8】

「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～」(以下「まちづくりプラン」という。)は、基本構想であるまちづくりビジョンに基づき、第1ステップの取組を中心に定める基本計画として位置付けます。

第2ステップについては、駅前自転車駐車場の再整備を含む施設跡地の有効活用等の取組を中心に定める基本計画として、まちづくりプラン策定後に、「(仮称)次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～駅前市有地活用等基本計画～」(以下「(仮称)駅前市有地活用等基本計画」という。)を策定する予定です。

基本構想

基本計画

R6

まちづくりプラン (第1ステップ)
～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～

R4

まちづくりビジョン
～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～

R8
以降

(仮称)まちづくりプラン (第2ステップ)
～駅前市有地活用等基本計画～ 策定予定

※今後の検討状況等により、スケジュールは変更となる場合あり。

2-1 公園リニューアルのコンセプト 【P9】

『～集う、動く、遊ぶ、学ぶ、憩う～多彩な活動・多様な人々の結び目となる公園』をコンセプトとします。
リニューアルに当たっては、時代や社会情勢の変化に対応するだけでなく、白鳥池や築山を存続するなど、懐かしさや思い出を感じられることで、シビックプライドを高められるような空間づくりを目指します。

鹿沼公園は、淵野辺駅に近い面的な広がりを持つ空間であることから、災害時に様々な役割を持つことが考えられるため、リニューアルに当たっては、多目的広場を新たに設置するなど、相模原市地域防災計画との整合を図りながら、災害発生時の活用を見据えた整備を行います。

公園利用者の利便性の向上やにぎわいの創出に資する公園施設として、カフェ、売店等の便益施設の設置を検討します。

鹿沼公園内に複合施設を設置することに伴うオープンスペースの減少などの公園への影響を抑えるため、鹿沼公園と隣接する図書館敷地を一体的に利用し再整備を行うこととしていることから、現在の図書館敷地を含めてゾーニングを整理します。

2-2 複合施設整備位置の絞り込み及びゾーニングの整理 【P10、11】

(1) 複合施設整備位置の絞り込み

複合施設の配置エリアは「池北側案」とし、民間事業者の柔軟な発想による施工性（工事のしやすさ）やコスト面を含めた創意工夫を引き出し、更に魅力的な提案を受ける余地を広げるため、まちづくりビジョンで示してきたエリアを現公園管理事務所・テニスコート付近まで拡張します。

(2) ゾーニングの整理

淵野辺駅方面から来る方を迎え、公園・複合施設へのスムーズな誘導を促すため、公園正面口につながる場所を「ウェルカムゲート」と位置付けます。

主園路の位置、各公園施設の利用形態、利用年齢層、静かな空間・活動的な空間などの特性の違いなどを勘案した配置を行うため、鹿沼公園及び図書館敷地を次の6つのゾーンに整理します。

正面口と南西口を結ぶ主園路の北側にある「複合施設ゾーン」及び「憩いと交流のゾーン」は、鹿沼公園内の回遊性を高め、にぎわいを生み出すための核となるゾーンであることから、ゾーンのつながりを意識したりリニューアルとします。



なお、原則として、ゾーニングに沿った整備を行います。今後、民間事業者からの提案を求める中で、その提案内容が各ゾーン又は公園全体の機能向上や魅力向上に資する場合には、各公園施設の規模や形状の変更、新たな公園施設の設置も可能とします。

２－３ 各ゾーンの考え方及び整備イメージ 【P 1 2～1 6】

（１）池と緑のゾーン

来園者が休憩し、緑を眺めることができる憩いの空間とし、園路の適正配置により公園内の回遊性を高めるとともに、利用形態が異なるゾーンを区切る機能も担います。

（ア）白鳥池

多様な生物の生息地になっているだけでなく、市の登録文化財（でいらぼっち伝説伝承地）にもなっていますが、土砂等の堆積や水質の汚濁が進行し、池としての魅力が減少していることから、水質の改善を図り修景施設にふさわしい環境を整えます。

（イ）築山

鹿沼公園の中心に立地する築山は、白鳥池側の斜面地の土砂の流出、階段の老朽化などが進行していることから、必要な補修等を行い、景観を楽しむ施設としての魅力向上を図ります。

（ウ）樹林地

現在の水生植物池を廃止し、来園者が散策することができる開放的な樹林地を整備します。樹林地の整備に当たっては、樹木の状態に応じて伐採や植替え等を行い、樹木の持つ機能や役割を十分に発揮できるようにします。

（２）遊びのゾーン

ゾーン内の各施設は、相互利用の割合が高い施設であるため、主な利用者である子どもや親子連れの動線に配慮するとともに、子どもの飛び出しやゾーン外からの立入りを抑制するなど、安全確保を図ります。

（ア）児童交通公園

今後も多くの子どもたちが楽しんで利用できるよう、道路部分に自転車専用通行帯を設置するなど、自らの身体と道具（自転車、カート遊具等）を用いて遊びながら学ぶ施設としてリニューアルします。

（イ）遊具広場

年代や身体機能に見合い、子ども達の発達を促すような遊具や、インクルーシブ遊具（障害の有無にかかわらず一緒に遊べる遊具）などを設置します。

（ウ）保存機関車

保存機関車（D 5 2）のあるエリアについては、日頃から保存活動を行う地域団体（相模原D 5 2 保存会）が活動しやすく、市民が更に機関車を身近に感じられ、愛着や親近感が得られる場とします。

なお、保存機関車の場所については、現在の場所を基本に民間事業者の提案を募ります。

（３）多世代健康スポーツゾーン

（ア）テニスコート

テニスコートは公園内の活動的な空間であり、プレーに伴う打球音の発生、ボールの飛び出しリスクなど生活環境への影響も考えられることから、複合施設の屋上に配置するなどの大幅な変更は行わず、現在の場所付近に配置します。

なお、民間事業者から増設の提案があった場合には、公園全体の機能や魅力の向上が図られるかを考慮してテニスコートの面数を決定します。

（イ）多世代向け健康スポーツ施設【新設】

誰もが健康づくりを通じてふれあい、楽しみながら気軽に体を動かすことができる健康遊具などを設置します。

（４）憩いと交流のゾーン

現在の鹿沼公園に不足している休憩できるスペースや、多世代が交流できる広場空間として、ピクニックなどの個人利用や地域のイベントなど、多機能な用途での活用ができるようにします。

また、広場の整備に当たっては、隣接する複合施設ゾーンとのつながりを意識することで、広場空間の質や公園利用者の満足度を高め、公園全体の魅力向上にも資するようにします。

（ア）芝生広場【新設】

廃止する軟式野球場の外野部分の芝生を生かして開放的な広場を整備します。

（イ）多目的広場【新設】

憩いやレクリエーション活動、交流、防災といった機能を兼ね備えた多目的広場を整備します。なお、日差しの強い時期や雨天時での利用に加え、災害時にも活用できるよう、一部に屋根を設置します。

（５）駐車場ゾーン【新設】

淵野辺駅方面からの来園者にとって鹿沼公園の玄関口を担う場所でもあることから、駐車場としての機能のほか、カフェ、売店等の便益施設やウェルカムガーデンの設置など、公園の魅力向上も担えるように検討します。

公園や複合施設利用者の利便性だけでなく、道路付けや、安全な出入口の位置等に配慮して駐車場を配置し、整備台数は、利用者の増加を勘案し、１４０台程度を下限とし、民間事業者の提案を募ります。

（６）複合施設ゾーン

複合施設が公園と調和するためには、“つながる機能”を有した中間領域が重要となることから、その領域を含めたゾーンを「複合施設ゾーン」とし、公園と複合施設の相乗効果による利便性及び魅力向上を図り、容易に相互利用ができるようにします。

なお、施設の設計・整備や管理・運営において、民間事業者の創意工夫が生かせる余地を残すため、複合施設ゾーンの範囲のみを設定することとし、具体的な建物の配置場所や形状は、民間事業者の提案を募ります。

また、立体都市公園制度を活用し、公園機能（緑地、広場空間等）を複合施設の屋上に配置します。

（７）その他

（ア）公園管理事務所

現在の鹿沼公園内には公園管理事務所と交通公園管理事務所の２棟がありますが、リニューアルに際しては、遊びのゾーン内への集約を基本とします。

（イ）外周園路【新設】

鹿沼公園の外周部に、散歩、ジョギング等により公園内を一周することができるよう園路等を整備します。

（ウ）利用者専用駐輪場

公園内への自転車乗り入れ禁止の徹底を図る必要があることから、公園の出入口付近など、効果的な場所に整備します。

（エ）利用者用トイレ

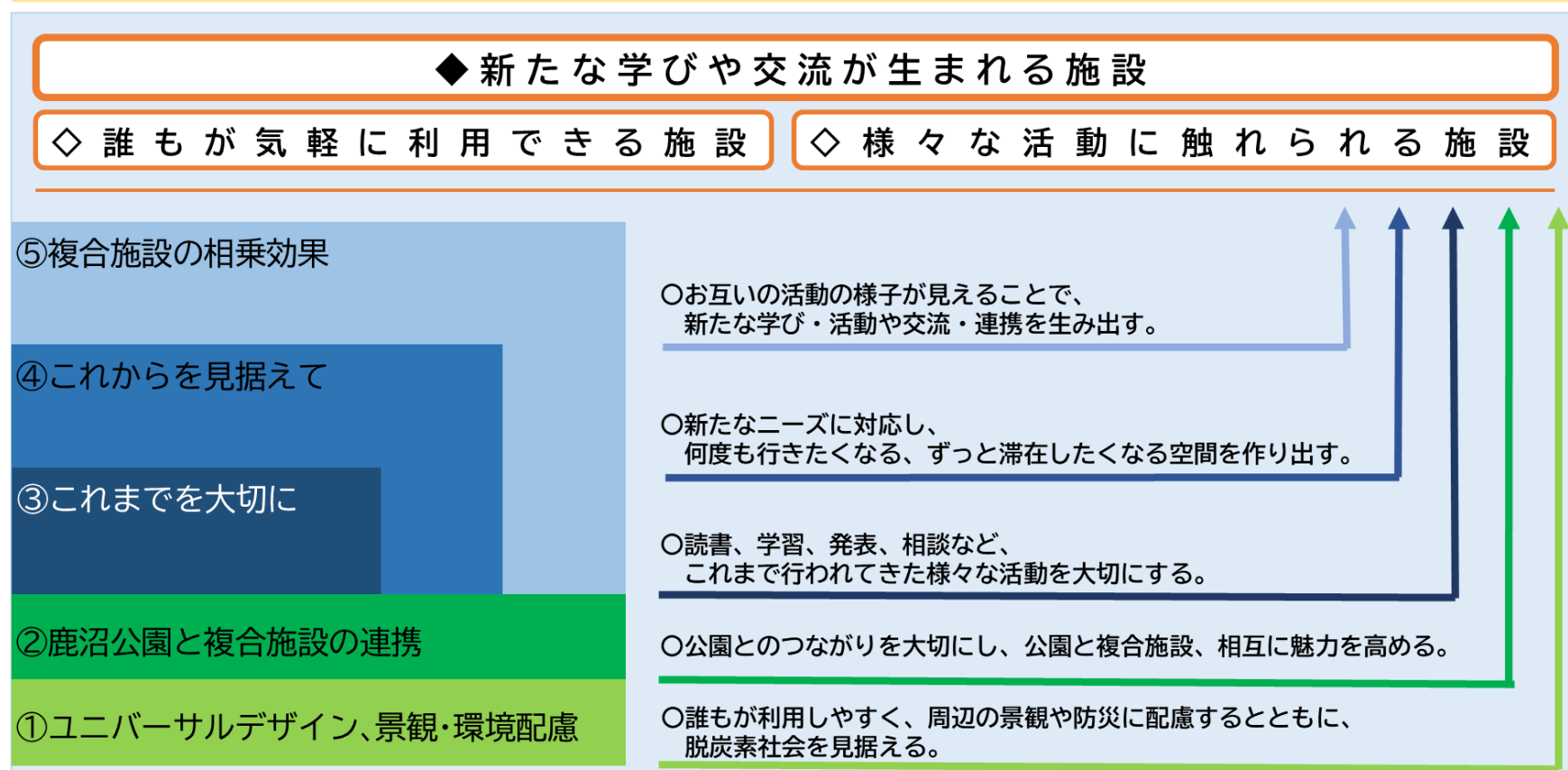
複合施設内のトイレと合わせて、利用者の増加を勘案し適切な規模を確保します。

3-1 コンセプトと基本的な考え方 【P17～20】

(1) 複合施設のコンセプト

複合施設のコンセプト

「目的がある人もない人も、誰もが気軽に利用できる公園のような施設」



3-2 導入機能 【P21～27】

中央図書館機能を備えた市立図書館を中心とした複合施設として再整備を行い、施設全体の機能が有機的につながり、新たな学び・活動や交流（連携）が生まれるよう、必要な機能を確保します。

(1) 図書館機能

ア 図書館サービス

(ア) 中央図書館機能

本市図書館全体の司令塔の役割となる機能です。地域図書館等への支援や図書館サービスの総合調整、体系的な研修による人材育成などに取り組むことで、本市図書館全体のサービス向上を図ります。

(イ) 地域図書館機能

学習や情報収集の身近な拠点として、障害者、高齢者、子育て世代、外国人市民等への配慮など、誰もが利用しやすく、快適に学び、居心地良く過ごせる環境を整備するとともに、複合施設内の他機能や様々な活動主体と連携を図りながら、地域の課題に応じた事業を展開します。

(ウ) 視聴覚ライブラリーの機能

視聴覚教材や機材については一定の利用がある一方で、施設・設備については、時代の変化や利用者ニーズに対応しきれないなどの課題が生じてきていることから、より効率的かつ効果的な運営を図るため、図書館機能と一体化し、複合施設全体の諸室の中で必要な施設機能の確保を図ります。

イ 施設整備

(ア) 開架スペース

図書館の資料と他機能が連携し、フリースペースなどの図書館以外のスペースにも、そこで想定される活動や過ごし方に応じた配置を行うことで、図書館が複合施設全体をつなぐ機能の役割を果たし、新たな学びや創造が生まれることを目指します。

また、ICTの活用により、サービスの利便性向上と業務の効率化を図ります。

(イ) 管理・運営のためのスペース

中央図書館機能として必要な蔵書の保存機能や、図書館ネットワークの強化を図るための配送拠点となるスペース等を整備します。

(2) 公民館機能

本市の公民館の特徴となっている地域の実情に即した公民館運営を維持し、「つどう」、「まなぶ」、「むすぶ」という機能を大切にするとともに、複合化に伴う他機能との連携により、横断的な事業を企画・運営し、利用者間の更なる交流や学びによる地域の活性化を図ります。

また、複合化に向けて、現在の利用実態に応じた見直しを行い、防音を備えた諸室の拡充や、利用者人数に応じて複数の諸室を一体的に利用できるようにするなど、より利用者のニーズに合った活動の場を提供します。

(3) まちづくりセンター機能

窓口スペースの拡充による利用者の利便性の向上を図ります。

また、窓口の待合スペースを複合施設全体のフリースペースと一体的に利用できるようにすることで、他の活動を感じたり、本を読んだりしながら手続きを待つことができるよう整備します。

さらに、地域のまちづくりを支援していく上で、地域活動団体の活動や、大野北地区における災害対策の拠点を確保します。

(4) 青少年学習センター機能

自分で操作するなど創意工夫することができる舞台装置等、現在の青少年学習センターの特徴的な機能を備えた多目的に利用できるホールを設置するほか、現在の利用実態に応じた見直しを行い、防音を備えた諸室の拡充や、利用者人数に応じて複数の諸室を一体的に利用できるようにするなど、より利用者のニーズに合った活動の場を提供します。

また、児童館機能と特に連携を図りながら、子どもと若者の居場所を確保しつつ、青少年と一般利用者との交流の更なる充実等、一層の青少年健全育成を図ります。

(5) 児童館機能

現在よりも幅広い年齢の子ども利用を促進するため、アクティブに活動できるスペースや乳幼児も安心して過ごせるスペースを備え、親子で気兼ねなく過ごすことができるようにします。

子どもだけでの利用も多いことから、子どもの安全確保のため、見守りスタッフの配置やセキュリティに配慮した施設整備に取り組みます。

(6) 国際交流ラウンジ機能

現在の国際交流ラウンジが持つ「外国人支援」、「多言語での情報提供」、「国際交流」に係る機能をより充実させるほか、横断的な事業の実施により、国際交流ラウンジの認知度を上げつつ、これまで以上に多くの幅広い市民が国際交流ラウンジ事業に参画できるよう取り組みます。

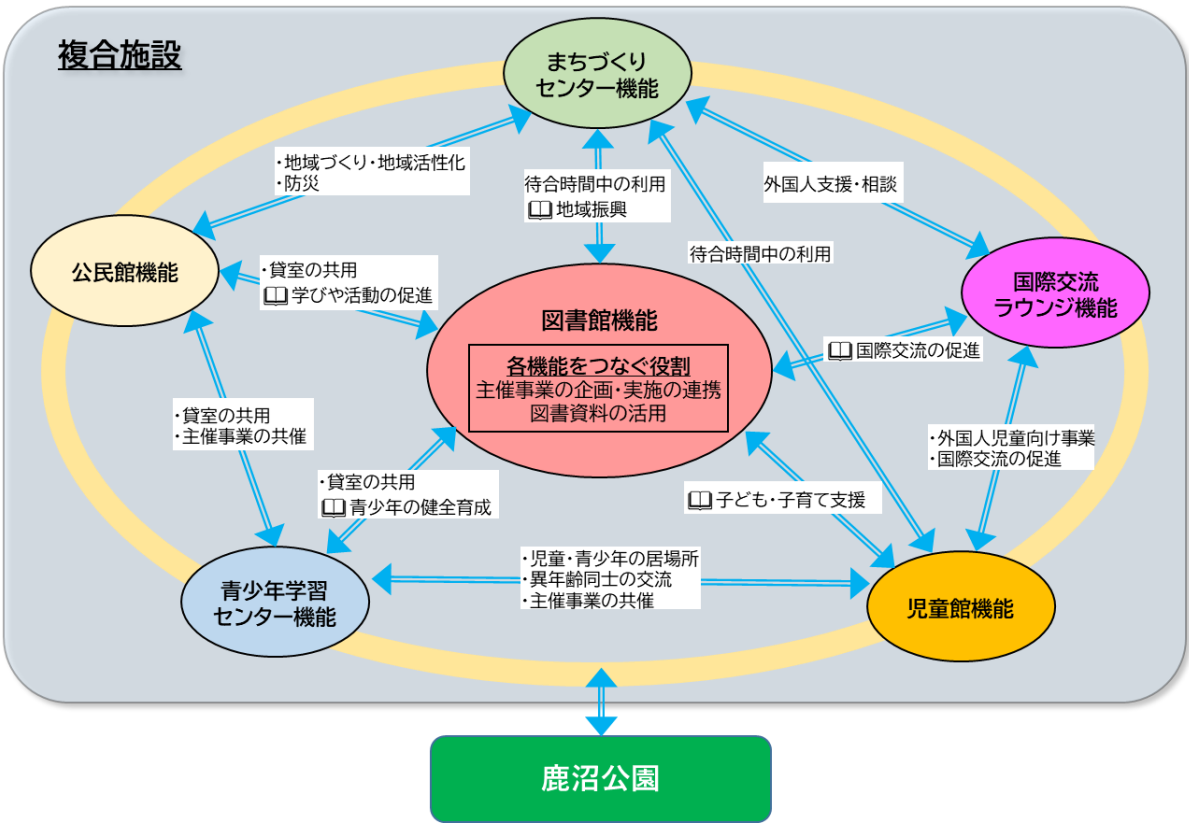
国籍を問わず市民が集う事業スペースや、外国人市民が今まで以上に安心して相談できるプライバシーに配慮した相談スペースを確保します。

(7) その他の機能

地区連合自主防災組織本部、市の現地対策班、風水害時避難場所、災害時の外国人相談窓口としての機能を有する施設とします。

また、にぎわいや交流の創出、利用者の利便性の向上が図られるよう、民間事業者からの提案によるカフェ等の導入を検討します。

＜図書館機能を中心とした連携＞



3-3 ゾーニング 【P28】

(1) ゾーニング

誰もが気兼ねなく利用できるよう、使い方に応じた「にぎわい空間」、「活動空間」、「静かな空間」にゾーニングを行います。また、蔵書の配置場所は図書館に限定せず、各機能に関連した本を隣接して配架するなど、読書や学びが広がる施設とします。

<ゾーニングの考え方>

にぎわい空間	誰もが気軽に会話をしたり軽食をとったり、学習したりすることができるフリースペースや、子どもも楽しく過ごせる場など、にぎわいが広がるような空間
活動空間	会議室、アトリエ、スタジオ、多目的ホール等、目的がある人が使用するスペースを配置し、お互いの活動を可視化することで交流のきっかけが生まれるような空間
静かな空間	集中して読書や学習をする、プライバシーに配慮して相談を受けられるなど、静かで落ち着いた空間

<複合施設のゾーニングイメージ図>



(2) 諸室配置

多くの方が利用する施設となることから、分かりやすい窓口の配置や、利用者動線にも配慮するとともに、複数の公共施設の機能を集約・複合化することから、職員間の連携等がしやすく、より効率的かつ効果的な行政サービスが提供できるような管理しやすい諸室配置とします。

3-4 施設の想定規模及び性能イメージ 【P29~36】

(1) 施設の想定規模

複合施設の規模については、貸室の利用実態、中央図書館機能の確立・充実、先行事例、国の基準等を踏まえ、延床面積7, 500㎡程度として整備することとします。

なお、内訳等は目安であり、今後の検討により変更する可能性があります。 単位：㎡

機能	現状	複合化後	増減	ポイント
市民利用スペース (フリースペース、貸室、 子どものためのスペース、 窓口待合スペース)	2,098	2,023	-75	・利用実態を踏まえ、貸室数や規模を算定 ・ニーズに合わない貸室（和室等）は集約 ・音楽やダンス等で利用できる貸室を拡充 ・気軽に利用できるフリースペースや子どものためのスペースを拡充
図書館 (開架スペース、管理・ 運営のためのスペース)	2,739	2,611	-128	・中央図書館機能の確立・充実に必要な規模を算定 ・図書館の集会室は、施設全体の貸室に集約 ・約70万冊の図書が収容できる規模を算定
その他の諸室 (職員用会議室、相談室、 コミュニティ室)	135	138	3	・相談室は複合施設全体の諸室として相互利用 ・コミュニティ室は現状と同規模を確保
共用部・バックヤード	2,912	2,722	-190	・トイレや廊下等は、複合化により縮減 ・各機能における事務室や更衣室等のバックヤードは、職員数を踏まえ算定
合計	7,884	7,494	-390	

(2)市民利用スペース

ア フリースペース

誰もがゆっくり過ごせるスペースとして、少人数での打合せ、お茶を飲みながら会話を楽しむ、一人の時間を過ごすなど、市民が気軽に利用できる場所を目指し、必要な規模を確保します。

また、フリースペースと窓口の待合スペースを一体的な空間とし、相互利用可能な場所とします。

イ 貸室

貸室の総数は、現状の各施設における貸室全体の利用可能コマ数を維持し、十分な利用コマ数を確保するため、19室以上に再編します。

10人以下での利用が全体の約60%を占めていることから、少人数用の会議室を確保しつつ、利用人数に応じて複数の会議室の一体的な利用も可能とするよう整備します。また、音楽、ダンス等の音を出す活動が全体の約50%を占めており、その活動に適したスペースの充実を図ります。

名称（仮）	部屋数	性能イメージ
大会議室	1室	防音で音響設備やスクリーン等を備え、大人数での会議・集会、講座、学習、ボランティア活動等のほか、軽運動等の活動にも利用可能 【定員】150名程度
中小会議室	6室以上	会議・集会、講座、学習、ボランティア活動等のほか、軽運動等の活動にも利用可能（稼働壁等により一体利用も可能） 【定員】部屋により15～30名程度
和室	1室	茶道、生け花等のほか、談話、会議などに利用可能 【定員】25名程度
アトリエ	1室	作業台や流し台があり、絵画、工作等、様々な創作活動に利用可能 【定員】35名程度
料理実習室	1室	料理実習、地域イベント、団体事業等にも利用可能 【定員】30名程度
スタジオ （音楽、ダンス等）	8室以上	防音で音響設備、鏡等を備え、音楽、ダンス、演劇等の練習、音の出るイベント、映像の作成等に利用可能（一部は図書館の録音室としても利用可能） 【定員】部屋により10～30名程度
多目的ホール	1室	防音で利用者が自ら操作できる照明及び音響設備等を備え、市民が気軽に発表できるというコンセプトのもと、音楽、ダンス、演劇等、多目的に利用可能（平土間利用も可能） 【定員】250名程度

ウ 子どものためのスペース

子どもが伸び伸びと遊んだり、ゆったりと本を読んだりすることができる活動スペースを設置します。子どもだけでの活動に限らず、親子で過ごせるスペースも確保します。

子どものためのスペースは、子どもの年齢や用途に応じて、次の3つに区分して整備を行います。

名称（仮）	性能イメージ
アクティブエリア	遊具、卓球台等があり、体を動かすなど多目的に遊ぶことが可能
静かに遊ぶエリア	本の閲覧、工作等が可能
ベビーエリア	柔らかい床で乳幼児向け遊具等があり、乳幼児を対象とし、親子で過ごすことが可能（公民館事業等の必要時に、保育室としての利用も可能）

エ 窓口待合スペース

フリースペースと一体的な空間とし、相互利用可能な場所として必要な規模を確保します。

(3) 図書館

開架書架と閉架書庫を合わせて、約70万冊の図書が収容できる規模とします。図書館の諸室としては、サイレントルーム、学習室、グループ学習室、ボランティアルームを備えるものとし、対面朗読室及び録音室の機能については、専用のスペースを設けるのではなく、複合施設の諸室を活用します。

名称（仮）	性能イメージ
開架スペース	書架は、図書館だけではなく、市民利用スペース等にも配置することで、新たな学びや創造が生まれるようにするとともに、様々な座席の配置にも配慮します。
一般図書等のエリア	・大人向けの図書、雑誌、視聴覚資料等を配置します。 ・テーマ別配架、企画展示等を取り入れることで、分かりやすく手に取りやすい配置とします。
子どもの本のエリア	・子ども向けの図書、雑誌、視聴覚資料のほか、子育て支援に関する資料等を配置します。 ・おはなし会ができる空間を設置します。 ・子どもたちが楽しく本に触れるきっかけをつくり、親子でコミュニケーションが取りやすい環境づくりを行います。
ティーンズのエリア	・10代向けの図書、雑誌、視聴覚資料等を対象世代がよく利用する場所の近くに配置し、本等への関心を持つことができるようにします。 ・個人、友人同士などで時間を過ごす、地域における居場所としてのニーズにも配慮した空間とします。
読書、学習、調査・研究等のエリア	・静かな環境で読書等に集中できるサイレントルームや学習室を設置します。 ・グループで勉強会やグループワーク、対話や議論ができるグループ学習室を設置します。 ・図書館の運営を支援するボランティアの活動場所として、ボランティアルームを設置します。 ・資料の所蔵調査、調査研究に使う文献探し、日々の疑問や地域に関する調査の支援など、図書館の情報サービスの中核を担う相談窓口（レファレンスコーナー）を設置します。
管理・運営のためのスペース	図書館の管理・運営に必要なスペースを整備します。
図書整理室	・図書館資料の選定や受入れ、除籍、修繕等の資料管理業務や、搬入・搬出等の作業を行うスペースを設置します。
配送拠点 (中央図書館機能)	・蔵書の配送に係る図書館ネットワークの拠点となる配送拠点を設置します。 ・資料の仕分けが可能な広さを確保します。
閉架書庫 (中央図書館機能)	・閉架書庫を整備し、開架書架と合わせて必要な蔵書数が収容できるスペースを確保した上で、複合施設全体及び図書館業務において効率的・効果的な運営を図ります。

(4) その他の諸室

職員用会議室は、職員間の会議での利用を始め、市の事業も実施できるような規模を確保します。

相談室は、複合施設全体の相談室としての機能や図書館の対面朗読室としての機能を備えた上で、必要な規模を確保するとともに、市民が安心して相談することができるよう、プライバシーに配慮した配置とします。

地域活動団体の活動や、大野北地区における災害対策の拠点として利用できるコミュニティ室を設置します。

(5) 共用部・バックヤード

トイレ、廊下等の共用部は、利用者数や動線等を考慮し、適切な規模を確保するものとし、授乳室の設置等、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすい施設とします。

事務室、更衣室、休憩室、倉庫等のバックヤードは、職員数や運営方法を踏まえ、必要な機能及び規模を確保するとともに、効率的・効果的な行政サービスの提供及び職員同士の連携のしやすさを考慮した配置とします。

4－1 管理・運営の基本的な考え方 【P37】

鹿沼公園と複合施設のつながりを大切にし、利用者ニーズの高いサービスについては、業務をまとめることにより可能な限り一体的な運用を図ります。

民間活力を導入することで、より効率的な施設の管理、効果的なサービスの提供の実現を目指します。

市が直接実施すべきものは、引き続き直営とします。

4－2 想定される公民役割分担 【P37、38】

名 称	役割分担（○：指定管理業務が想定されるもの ●：市直営のもの）
共 通 業 務	○建物設備、備品の保守管理業務 ○清掃や警備業務 ○貸室の管理・運営（公民館、青少年学習センター機能） 等
鹿 沼 公 園	○公園施設の管理・運営
図 書 館 機 能	●図書館運営業務(図書の貸出・返却、視聴覚サービス、レファレンス、配架、書架整理等) ●図書館事業の企画・実施
公 民 館 機 能	●公民館事業の企画・実施 ●学習・社会教育に関する相談 等
まちづくりセンター機能	●各種手続に係る窓口業務 ●地域振興に関すること
青少年学習センター機能	●青少年学習センター事業の企画・実施（一部の事業は指定管理業務を想定） ●青少年及び青少年団体の指導及び育成 等
国際交流ラウンジ機能	●国際交流ラウンジ事業の企画・実施 ●外国人相談受付 等
児 童 館 機 能	○児童の健全育成指導、安全確保 ○児童向け事業の企画・実施

4－3 その他の管理・運営に関する考え方 【P38】

(1)貸室の運用の考え方

利用者の利便性向上及び効率的・効果的な管理・運営を目指します。なお、貸室の予約は、自主事業や優先予約等にも配慮する運用とします。

(2)その他

鹿沼公園及び複合施設のにぎわいや交流の創出のため、市民が運営に関わることができる仕組みを検討します。

5－1 想定整備事業費 【P39】

下記の試算条件により算定したものです。

複合施設整備	64.9
鹿沼公園・利用者駐車場整備、 相模原市開発事業基準条例に基づく整備	18.5
移転、初度調弁等	4.2
合計	87.6億円

- 【試算条件】
- ・従来型の個別発注方式により実施
 - ・複合施設は延床面積を7,500㎡程度とする。
 - ・市の過去の実績等を踏まえた概算単価を使用

5－2 事業手法及び事業期間 【P39～45】

(1)想定される事業スキーム

以下のとおり整理し、検討を行いました。
事業者選定に向けたアドバイザリー業務において更なる検証を行います。

事業手法	P F I （ B T O ） 方式	D B O方式
資金調達	・国庫補助金 ・市債 ・民間事業者の調達資金	・国庫補助金 ・市債 ・市の一般財源
事業期間	【設計・建設】約4年（公園リニューアルと複合施設整備は並行して実施） 【管理・運営】15年	
民間事業者の 業務範囲	・初期整備（鹿沼公園及び複合施設）：設計、工事監理、施工を包括 ・管理業務：鹿沼公園及び複合施設を一体的に実施 ・運営業務：公民館機能（貸室業務）、青少年学習センター機能（貸室業務、一部事業の実施） 児童館機能、鹿沼公園の業務全般 ・既存施設解体	

(2)今後のスケジュール（第1ステップ）

- | | |
|---------|---------------------|
| 令和6年度 | まちづくりプラン策定 |
| 令和6～8年度 | アドバイザリー業務委託 |
| 令和7年度 | 整備に当たっての基礎調査 |
| 令和8年度 | 事業者決定 |
| 令和8～9年度 | 鹿沼公園・複合施設設計 |
| 令和9年度～ | 鹿沼公園整備・複合施設建設 |
| 令和11年度 | 一部供用開始（複合施設） |
| 令和12年度 | 全面供用開始（鹿沼公園）、既存施設解体 |

6-1 今後整理・検討すべき事項（第1ステップ） 【P46】

(1) 民間活力の導入に向けた調整事項

アドバイザー業務委託を実施し、事業手法の決定、実施方針及び要求水準書の作成、事業者の決定を行います。

(2)利用者駐車場の適正利用（有料化の検討）

鹿沼公園及び複合施設利用者駐車場について、駐車場の適正利用の推進を図るため、駐車場の有料化に向けた検討を進めます。

整備期間中の鹿沼公園の利用者駐車場については、仮設駐車場の設置、他駐車場への案内等について適切な方法を検討します。

(3) 移転やリニューアル工事の実施方法

複合化対象施設の移転について、業務のスムーズな移行に向け、移転の時期や効率的な移転方法を検討します。また、鹿沼公園のリニューアルに当たっては、整備期間中においても部分的な供用ができるよう、工区割り設定、施工方法等を検討します。

6-2 複合施設整備後の跡地活用等の方向性（第2ステップ） 【P47～49】

（１）（仮称）駅前市有地活用等基本計画の検討・策定

まちづくりプラン策定後、速やかに（仮称）駅前市有地活用等基本計画の策定に向けて着手し、駅前自転車駐車場の再整備、駅前市有地の有効活用及び周辺インフラ等の課題解決に向けた一体的なまちづくりを進める計画として策定します。

【検討の中心となる駅前市有地等】



<太枠の範囲>

○駅前市有地

- ・大野北まちづくりセンター・大野北公民館、あさひ児童館の敷地
- ・淵野辺駅南口第1・第2自転車駐車場の敷地

○駅前広場（市道淵野辺停車場鹿沼）等

(2) 想定スケジュール

既存施設の解体を令和12年度に予定しており、施設跡地の発生後、速やかに事業着手できるよう、（仮称）駅前市有地活用等基本計画の策定後は、事業手法等に応じた取組に着手し、その後の設計・工事等につなげていきます。